

第32回 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会－議事録－

日 時	令和6年1月26日(金) 14時30分～	
場 所	県庁別館2階 第3会議室A	
出席者	経営管理部総務局長 経営管理部総務局参事 暮らし・環境部廃棄物リサイクル課長 暮らし・環境部盛土対策課長 経済産業部森林保全課長 交通基盤部砂防課長 交通基盤部土地対策課長	内藤 信一 清水 大全 片山 広文 望月 満 大川井 敏文 杉本 敏彦 福田 吉宏
議 事	・検証報告書(素案)についての意見交換(関係部局における部長協議結果の共有ほか)	

1 開 会 (14時30分開始)

2 議事項目(これより内藤総務局長が議事進行を務めた。)

- ・検証報告書(素案)についての意見交換(関係部局における部長協議結果の共有ほか)

3 議事の内容

○内藤総務局長

それでは、逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会、第32回会議を開催します。

最初に検証報告書の素案ですけども、これについて意見交換をしていきたいと思います。関係部局における部長協議をやってもらうということで、今週頭から昨日まで、各部でやっていただいたと思うんですけども、まず、その結果どうなったか、それからどういうところを直すべきだとか、そういった御意見がありましたら、ここに反映していきたいと思いますので、いつもの順番で、砂防からいいですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

砂防法、土砂法、あるいは都市計画法、土採取等の交通基盤部が所管する法令に関しての、全体を通しての話ですけども、御指摘というのは特になかった中で、1点言われたのは、書きぶりの中で、同じようなことが、幾つかポツがある中で同じようなことを言っている箇所があるので、その辺は1つにまとめる方がいいんじゃないかということで、ちょっと指摘がありました。

○内藤総務局長

具体的にどこというのはありますか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
具体的に言うと、何ページだっけ。

○松村傾斜地保全班長
砂防法の13ページ目ですね。
考察の、4の(1)の考察のところの2ポツ目。

○清水総務局参事
「指定範囲を領域の一部に」というところですか。
(資料「逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会報告書(素案)」の)37ページですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
ですので、そういう、ちょっと同じようなことを言っているところについては、その部分を消去するなり、あるいは1つにまとめるなりした方がいいというところがありました。

○内藤総務局長
この1ポツ目と2ポツ目なんかは、同じようなこと言ってるってことですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
そうですね。例えば1ポツ目のところの3行目に、「逢初川に限らず、指定範囲の流域の一部にとどめ、流域全域の面指定は」っていうような感じで、書きぶりがあるように書いてありますが、2ポツ目の最初にまた同じようなことが書いてあるものですから、だから、そこら辺の表現の仕方を、ちょっと注意した方がいいですっていう指示がありました。

○内藤総務局長
そのぐらいですか。

○福田土地対策課長
はい。特に報告書に関しては、部長、よく読み込んでいただいて、その結果、特に御指摘らしいものはなかったです。

○内藤総務局長
分かりました。では、そこら辺を見直していただいて、取りあえず月曜日に。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
もう、見させてもらいました。

○清水総務局参事

今日のお昼に皆さんにメールを送ったんですけど、それが修正した後のやつで。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうです。

○内藤総務局長

分かりました。では、それはまた確認させていただくことということで。

あと、都市計画法の関係で、前に言っていた、4の考察の(4)の、考察の2ポツ目ですね。排水計画、C工区の排水計画に関する申請の審査が妥当だったかっていうところ、ちょっと再確認をお願いしますというふうに、前お願いしておいたんですけども、こちらはどうでしょうか。

○福田土地対策課長

そうですね、現地を課長さん3人に見ていただきまして、その結果、流域の面積のところの話が出たものですから、そのところ、ちょっと私の方でも数字の根拠を当たってみました。特に添付資料の中にそういったものがなくて、正確な数字はちょっと分からなかったんですが、どうも、今入っている数字で計算すれば、今現在のこの結果というのに問題はないんですが、ただ、もし違う数字だとすると、ちょっと問題があるかなと思っていまして、実際にここの数字が、過去、業者から出されている数字、違う数字が出ていたことがございます。ですので、そのところの審査がどうだったのかなという部分はございます。

○内藤総務局長

こうやって言い切ることは、ちょっとできない感じですかね。

○福田土地対策課長

はい。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

当時の資料は妥当だったけど、という。

○福田土地対策課長

そうですね、当時の申請図書の範囲では。

○内藤総務局長

申請図書の中ではつじつまは合っていたけれども、どうも、別の時代に出てきたほかの資料と突合すると、根拠があいまいじゃないかというところがあると。

○福田土地対策課長

ええ。

○内藤総務局長

ちょっとここは、そういうことだと審査は妥当とまではちょっと言えなそうな。

○福田土地対策課長

そうですね、言い回しを変えます。

○内藤総務局長

お願いします。

次は経済産業部、森林法。

○大川井森林保全課長

森林法の関係は昨日入ったんですが、個別法の方は1点指摘がありまして、今日送信されたファイルだと20ページ、いただいた全体版だと64ページ。4の事実関係を踏まえた論点と考察の(2)「防災工事の完了検査の実施に係る事業者への対応は適切であったか」という項目の中の、確認・判明した事実関係のところに、今日メールが行ったものだと上から3ポツ目のところが赤字になっているのですが。ここの2ポツ目から5ポツ目ぐらいまでが、現場に行っているんですけど、その事実が書かれていないので、何か、やけに空いてしまっているようにも見えるということで、事実として行っているのであれば1行入れなさいということで。

○内藤総務局長

そうですか。

○大川井森林保全課長

事実は足しました。指摘としては、そういった関係でした。全体の話もしていいんですか。

○内藤総務局長

いいですよ。

○大川井森林保全課長

全体の方では、この中の総括のところなんですけれども、総括の(1)が(5)の検証結果を踏まえた総括、(2)が情報共有の重要性なんですけれども、それぞれの今後の対応策のところ、仕組みを検討するとか、これから検討するというような書きぶりになっているんですが、しっかり、何々するとか、その後ろに、例えば(3)の公文書管理の改善であるとか、(4)の今後の権限移譲というところは「何々していく」とか「行っていく」という表現になっているので、そういった表現にしていった方がいいんじゃないかという御意見がありました。

あと、それから今お話しした(4)の今後の権限移譲のところの、今後の対応策のところなんですけれども、その文末が、事務の返還を検討するなど、市町の意向を踏まえ柔軟に対応していくという書きぶりになっているんですけれども、やはり、各法令の実情に応じてしっかり検討していくべきじゃないかということで、この文末を「市町の実情を踏まえ対応していく」というような表現にならないかという御指摘がありました。

○内藤総務局長

これを受けた実情か。

○大川井森林保全課長

はい。あとは、この報告書の関係ではないですけれども、また今後、この検証を踏まえて、この結果、何に取り組むことになったのかとか、以前、第三者委員会の検証結果もあるので、それに加えて取り組むものになったのはこれであるとか、何かそういった整理をしっかりとっておいた方がいいんじゃないかというお話が。以上です。

○内藤総務局長

ありがとうございました。まず、検討するというところは……。

○清水総務局参事

そう。ここなんですけど、経営管理部長に話をしていく中で、「検討する」と言われているところは、やっぱり「構築する」の方がいいという話もあったものですから、今日の段階では、(1)の方は「構築する」というふうに、部長からもそういう御意見があったので、そこは「構築する」に直した形に今はなっていて、(2)の方が、「構築する」とはなっていないので、そこら辺はちょっと。ただ、並べると、こっちは「構築する」で、こっちは「検討する」というのも、何か並び的に変なものですから、経産部からもそういう御意見があってというところも踏まえつつ、直したものを部長に、月曜日に改めてやることになると思うんですけれども、そのときに、こっちの方も「構築する」という形で考えたいと思っていますとお伝えしようかなと思っています。

○内藤総務局長

結局この、公文書の条例制定していくみたいな話はもう決まってるんですよ。権限移譲行使も決まってるじゃないですか。だから、(1)と(2)というのは、はっきり決まってないので、こういう書き方になっているんですけれども、言い切ってもいいのかということですね。

○清水総務局参事

そうです。

○内藤総務局長

検討していきたいと思います。

(4)のところの、市町の実情って。

○清水総務局参事

ここはちょっと、多分大丈夫だとは思いますが、ただ一応、市町行財政課にも確認してみたいな思っているんですね。ただ、実情の方が多分、市町というのは、そういう意向も当然入っているし、市の方の体制っていうのも当然あると思うものですから、言葉としては、実情の方が何か合っているような気がするので、そこは市町行財政課にも確認をして、恐らく大丈夫じゃないかなと思うので。

○大川井森林保全課長

分かりました。

○内藤総務局長

じゃあ、そこは市町行財政課に確認していただいて。

○清水総務局参事

はい。

○内藤総務局長

できれば直す方向でということですね。

○清水総務局参事

はい。

○内藤総務局長

では、くらし環境部、お願いします。

○片山廃棄物リサイクル課長

部長からは、まず、個別の確認なんですけども、誤植はもちろんなんですけど、あと、文章表現のところもちょっと変えた方がいいとか、あと、推測に推測を重ねたような、そういう表現については見直した方がいいというような、そんな意見があったものですから、具体的に、幾つか言っていきたいと思います。また、修正は後ほど出さざるを得ないと思っているものですから、ざっくり言っていくと、一番最初にもらったときのページでいくと、皆さん、スタートが140ですかね、途中で1ページずれている、後ろでずれてるんですよ、ということで、番号で言っちゃっていいですか。何番の幾つかとかって。

○内藤総務局長

はい。

それで、めくっていただきまして、143ページの1ポツ目ですけども、3行目のところで「旧所有者」って出てくるんですけど、「旧土地所有者」に。

○清水総務局参事

ここってちなみに、このポツに書いてある[REDACTED]は、もう、旧土地所有者になってしまった後のことと書いてあるってこといいんですって。

○片山廃棄物リサイクル課長

ここは旧でいいんだよね。

○清水総務局参事

もう、所有権が移っちゃった後の話ということで。

○内藤総務局長

これは……。

○片山廃棄物リサイクル課長

今か。

○内藤総務局長

今じゃないの。

○片山廃棄物リサイクル課長

当時の現ですね。ここはちょっと。

○内藤総務局長

難しいね。

○片山廃棄物リサイクル課長

この表現、ちょっと。

○内藤総務局長

単に[REDACTED]、ああ、そうか、当時所有者であったみたいな感じの。

○片山廃棄物リサイクル課長

当時っていつだということなんだ。

○内藤総務局長

何年というのを入れればいいんだよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね、いつか分かるように。

○内藤総務局長

何年当時所有者であった、土地所有者であった[REDACTED]に対してみたいに書いた方がいいんですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこはもう1回直します。

○内藤総務局長

何年当時とか、旧か現なのか、ちょっと確認していただいて。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。それから、次のボツなんですけども、「[REDACTED]が「自ら利用」を」って書いてあるんですけど、ここ、鍵括弧も取っちゃって、「[REDACTED]は、自ら利用する考えを」にしてもらって、その2行下にあって、産業廃棄物の保管が、鍵括弧で「保管」がありますけど、保管の鍵括弧の後に行為を入れて、保管「行為」が。保管、鍵括弧、行為が。

○内藤総務局長

鍵括弧の後に行為が入るんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。保管、鍵括弧、行為。

○内藤総務局長

保管行為、鍵括弧じゃないんだね。

○片山廃棄物リサイクル課長

「保管「行為」が継続していったと考えられる」になっているんですけど、「可能性がある」にしたいです。

「保管が継続していた可能性がある」。その後、専門家などにも相談してというところがあって、その後、その2行ぐらい下で、「行政処分を行うことで事案の解消を図るという手法」って書いてあるんですけど、「選択肢も」にしたいです。「その後ろは、「考えられる」をやめて、「あったといえる」に。

そのまた1行下になりますけど、「[REDACTED]が供述した」って書いてありますけども、

前のところで「釈明」という言葉を使っているので、ここを、「 が釈明」に。

そのすぐ後ろですけど、また、「自ら利用」が出てくるんですけども、鍵括弧を取って、「自ら利用する考え」に、それから、この文書の最後から2行目のところですけども、「当該がれき類等の」になってますけど、「がれき類等を」にしてもらって、その後が、「再生利用による適正処理する」となっているのですが、この文章が繋がっていないので、「再生利用する動機」にしたいので、再生利用の後ろの「による適正処理」を取ってください。それで文書が繋がってくるかと思っています。

○内藤総務局長

当がれき類等を再生利用する動機づけになって。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。それから144ページにいきますけども、(4)の前です。前の文章からの続きになります。「廃掃法第5条の規定に基づき土地所有者に解決を求めるケースがあることから、 氏への撤去を要請して、解決を図ろうとしたことには合理性があると言える」ってあるんですけど、ちょっと言葉を入れた方が分かりやすくなるんじゃないかということで、「こと自体には」と「合理性」の間にですね、ちょっと文章が長いんですが、「厳格な法解釈よりも現実的な処理を優先させたことには」と入れてほしいんです。

それから次のポツですけれども、最後のところが「状況確認を重ねていた」で終わっているものですから、「重ねていた」の後に「対応は適切であったといえる」。

○内藤総務局長

1個前のやつ、もう1回言ってもらっていいですか。「 氏への」。

○片山廃棄物リサイクル課長

 のところでもいいですか。

○内藤総務局長

はい。「 氏へ撤去を要請して解決を図ろうとしたこと自体には。」

○片山廃棄物リサイクル課長

厳格な法解釈よりも。

○内藤総務局長

厳格な法解釈よりも現実的な処理を優先させたことには。

○片山廃棄物リサイクル課長

「には合理性があるといえる。」

○内藤総務局長

何か、「こと自体には」、「優先させたことには」だと、表現が重なっちゃうような感じがしますよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

じゃあ、「より」でいいですかね、ここ。

○内藤総務局長

「■■■■氏への撤去を要請し、解決を図ろうとしたこと自体には」で切るんですよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

ええ。

○内藤総務局長

その後に「厳格な法解釈よりも、現実的な処理を優先させたことには」。

○片山廃棄物リサイクル課長

接続がおかしいのかな。図ろうとしたこと自体には。「図ろうと」でいけばいいのか。

○内藤総務局長

うん。「図ろうと、厳格な法解釈よりも現実的な処理を優先させたことには合理性がある」ということで。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○内藤総務局長

「したこと自体には」を取ればいいのか。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。このページは以上になります。あと、五、六か所あります。

それから145ページにいきまして、2ポツ目です。「しかし、■■■■氏は埋立てしたがれき類を撤去する意思を示したため」というところなんですけど、その後ろを少し消してほしいのですが、「■■■■氏に不法投棄しようとする悪質性があることまで疑わず」は取っていただきたいと思います。重複感等がありますので。

それから、その次のポツですけれども、ちょっと文書を変えまして、頭を「■■■■氏は」にしていたら、「不法に廃棄物を埋立てした理由を自白せず」にしていれば、「■■■■氏」を前に出

して「その意図が不明であったが」で、その後ですけれども、「処理基準に適合した状況で」を、すみません、ここはちょっと、後で(修正文を)送ります。ちょっと分かりにくいので、ここはちょっと修正をさせていただきます。

それから、146にいきまして、(5)のところも、最後の表現なんですけど、ここのポツも全体的に表現をちょっと変えさせてもらいたいと思いますので、ここは後で(修正文を)送らせてください。

それから(6)ですが、考察のところ2ポツ目と3ポツ目があるんですけれども、ここは重複感もあるので、ちょっと1つにしたいと思っています。

まず1ポツ目ですけれども、「木くずが流出した状態は、流出などが懸念されるため」となっていますが、ここは「飛散や流出」ということで具体的に表現します。「など」を取ります。

○内藤総務局長

「飛散や流出」ですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。「飛散や流出が懸念されるため」ということで。

それから、その後ろですけれども、「■■■■氏や■■■■氏に処理する義務が」っていうふうに直していただきたいんですけど、「処理する義務があるとは言えない中で」。

それからですね、2ポツ目、頭のところに、ちょっと一文を入れる形になるのですが、「最終的に、当該木くずが適正に処理されたかどうかは分かっていない」という一文を2ポツ目につけていただければと思います。それを入れていただいて、木くず混じりの土砂の⑥区域の移動については云々かんぬんということで、「他の事例に漏れず」って書いてあるのを「事例と同様に」っていう言葉に。

それから、その下なんですけれども、「木くずの処理状況を確認していなかったとは考えにくい」ってなっているんですけど、「確認していたと考えられるが」で、その後を「公文書から」の方へそのままつなげていただきたいんですけど、「確認していたと考えられるが」から、その後を消して、公文書からは、最後の行ですけれども、「公文書からは確認することはできない」に、文書を短くして「できない」にしたいと。で、次のポツは取ると。

○内藤総務局長

次の取るの。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。で、そこを今度、次のページにもなりますけど、同じようなところが、考察の2ポツ目、3ポツ目であるものですから、ここも同じように、同じような表現で合わせたいと思いますので、ここはまた後ほど、修正文を送りたいと思います。

それから最後(P148)ですけれども、(2)の廃掃法の的確な運用のところなんですけど、下から3つ目の四角のところなんですけど、ここは単純に職員の研修を行っていくところだけではなくて、廃掃法については、指導に従わないというような、そういう傾向の相手方がすごく多いもの

ですから、そこはしっかりやっていくんだっていう、特に技術指導と訓練というか、研鑽を積んでいくというような、そういうことを、やっぱりこれを教訓にやっていくんだということを書きたいと思っているので、そこは少し文章を入れます。

廃掃法についてはそんなところがありました。

それから、あと全体のことについてなんですけども、総括を見て、誤字脱字のところはもう1回ちゃんと、外に出ても恥ずかしくないような形で、各法令に、ほかの人が読んでもらって、全体的なバランスとか、一字一句、それから句読点のかかりだとか、まとめの言葉のバランスということで、いわゆる「何々と考えられる」とか、「何々といえる」とか、そういった言葉が全体的に統一性を持って書かれているか、そういったところを、また複数の目で確認してもらえれば、そこはやってほしいなということを書いてました。

○内藤総務局長

分かりました。内容についてはどうですか。総括の内容そのもの、誤字脱字や句読点のミスだとか、いろいろな御指摘をいただいたんですけど、そもそもの総括として、これでいいのかみたいな話はなかったのか、これでおおむね了解していただいたということでもいいですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

その辺はなかったかなと思います。あとは最終的に、知事とか副知事に何を説明しようとしているのか、この報告書で。それからあとは、いわゆるこれが対外的に出ていったときには、どんなことが外部から言われるのか、もうちょっとというと厳しく指摘されるのか、そういったところを認識した上で、報告なりしてもらえるような内容になっているかということを考えていく必要があるのかなということをおっしゃってました。

○内藤総務局長

ありがとうございました。

交通基盤部長と経済産業部長は、この内容自体に、総括のところですけど、何かありますか。

○福田土地対策課長

ございませんでした。

○内藤総務局長

経済産業部長はさっきいただいたんですね。

○清水総務局参事

交通基盤部長に諮っていただいたときって、総括ってこの状態でしたっけ。

○内藤総務局長

ああ、この状態じゃなかったのか。

○福田土地対策課長
違うね。

○清水総務局参事
1個前のやつですよ。

○福田土地対策課長
22日ですから。

○清水総務局参事

そう、最初はこの総括のところを④、⑤、⑥区域と、①区域の関係と、④、⑤、⑥、双方の関係と、あとは情報連携というような仕立てで作っていたんですけど、その内容で経営管理部長のところに説明していったときに、一応、総括的な視点としては④、⑤、⑥、⑥は開発ではないですけど、④、⑤の開発というのは、そもそも盛土の行為がやられる前に、ほぼほぼ終わってるので、そこへの行政対応をもって、①区域の盛土へ何かできるかという、そういうことはできなくて、やっぱり盛土行為をやるときに周りの状況というのを勘案する必要があったよねという、その視点だけで総括を説明していたんですけど、それが言えるのって④と⑤だけだよという話になって、そうすると、もうちょっとほかの、砂防法だとか土砂法だとか、そこにかからない部分についても、どうだったかというを見せて、その上で、全体としてこの検証を通じて、どうだったかという仕立てにした方がいいよねという話になったものですから、ちょっと、仕立てはがらっと変わったような形になっていて。なので、最初は総括に当たる部分を最初に持っていったんですけど、説明するときに、まずは、個別に当たっていったら、それぞれこうでしたという説明をして、それを踏まえて、全体でどうだったのというような、そういう流れの方がいいよねということで、総括の方が後に来たというような、そういういきさつがあります。

一応というか、もう既に皆さんにはメールを見ていただいているので、今さらなんですけれども、一応、総括としては、それぞれの法について改善をすべき点というのは見受けられたんですけど、やっぱり全体を通して、今回改めて、行政対応検証委員会で検証がされていない、法令に係る行政対応を改めて見たときに、やっぱり土石流の最大の要因というのは①の区域で不正に行われた盛土行為というところになるものですから、不適切な盛土への厳格な行政対応というのが最も重要でしたというような、そんな流れになっています。

それと、あと、情報共有の重要性だとかということについては、これは元々の中にも入っていたんですけど、やはり2007年の4月の濁りの情報が、ちょうど盛土行為が着手された当初に起こった事象になるものですから、そういったものが2009年の10月のときと同じように関係者間で共有されていれば、事業者に対して連携して対応する余地もあつたのではなかろうかというところで、あとは、元々うたっていた今後の対策というのを盛り込んだというところで。あと、(3)と(4)についてはこの説明をしていくときに、土石流災害を受けて、県としてやり始めていることがあるものですから、そういうものについても一緒にやっていますというところを見せていった方がいいという考えの中で、1つは公文書の改善ということで、これについては、事例として都

計法を挙げさせていただいているんですけれども、結果的には公文書があまり残っていなかった
ので、検証するときになかなか難しい面がありましたよという、そういうところがあるので、ただ、
それにおいてはちょうど2月定例会に、公文書管理条例というものを上げていくような形があるも
のですから、その辺りを、これからそういう条例を定めて、適正な公文書管理を行っていきますと
いうような県の姿勢を見せるというところ、あとは権限移譲、これもちょっと、権限移譲が関係す
るのは都計法の関係になるんですが、これについても今年の1月に、逢初川土石流災害の行政
対応検証委員会を踏まえて、つまり、移譲事務が市町で適切にやられているかどうかというのを
確認する必要があるというような、そういった提言をいただいたものですから、それを踏まえて、
経営管理部で市町の状況を点検して、やはり、一部の事務で不適切な処理が確認されたとい
うところもあって、そういったことも踏まえて、今年の1月に新たな権限移譲方針というのを策定し
ているものですから、今後はその方針に基づいて権限移譲を行っていくというところもあるの
で、そういった、ちょうど、土石流災害を踏まえて市町の状況を調べて、それを踏まえて新しい対
応をしていくという、ちょうどそういうタイミングにも重なるものですから、そういったものを打ち
出していく必要があるということで、括弧書きとして今後の権限移譲というような項目を盛り込ま
せていただいたような、そういったいきさつになっています。

今日、この会議の前に、ちょっと皆さんにメールを送らせていただいたんですけれども(追加資
料①)、昨日、政策推進担当部長に状況を説明して、それを踏まえて、今後の知事への説明に向
けてということで、この総括部分、経営管理部長からも、こういった内容もあった方がいいんじや
ないかということで御意見をいただいたことがあるものですから、皆様からの御指摘いただいた
部分もふまえて、修正箇所を赤字にさせていただいていますので、ちょっと御確認いただけたら
と思うんですけれども。

まず、砂防法のところなんですけど、1枚目の、これ、1ポツ目にちょっと加えているのですが、これ
は、説明をしていくときに、当時、砂防堰堤というのを、早急に設備を整備して、下流の安全を確
保するというのを第一に考えていたという、そういった考えが先にあった方が、聞いていただい
たときに、その県の考えというのが分かるだろうということで、この5行を追加させていただい
ています。

森林法につきましては、主な考察の概要のところ、時点も入れた方が、流れが分かるとい
うことで、時点を追加しているところもあるんですけれども、D工区についてはというくだりがある
のですが、これは、知事の提案説明要旨に、今回の検証を通じて明らかになったことというよう
なことで、D工区、県が求めた防災工事が完了しないまま放置されているような状態があっ
て、自然緑化等が進んでいたものですから、危険性はないよということは確認している状況はあ
ったんですけれども、ただ、防災工事が未完了という状況は、適切か適切じゃなかったら、適
切でないところにもなるものですから、そういった事情があるところだよという、そういう感じ
では、当時、事務所の中で引き継がれていない事実があったものですから、その点を知事説
の中に盛り込もうと考えている部分があるものですから、それと合わせる形でこの引継ぎの関
係を追加しているというような形になります。

あと、3ポツ目にはですね、これちょっと、部長からこういう記述も足した方が分かりやすいとい
うことで、部長の意見を踏まえて付け足したものになります。

○大川井森林保全課長

今のところで1点いいでしょうか。主な考察の概要のところ、1ポツ目なんですけども、所在不明となった時期を「事業者が2009年頃から所在不明となったため」って書いていただいたんですが、ここ、2009年でよかったかなと思って。

○清水総務局参事

3月に事務所に行ってるんですよね。いつの3月でしたっけ。そう、いついなくなったかまでは、はっきり分からないんですね。

○大川井森林保全課長

そう、はっきり分からないんですよ。

○清水総務局参事

確認をしたのが、いないって分かった、現地へ行って確認をしたのが2009年の3月の中旬です。

○大川井森林保全課長

そうですね、2010年7月22日に、東部農林と市が現地確認をしているのですが、このときに、東部農林が事業者と連絡をとっていたかというのは定かではないのですが、市を介して取っていたのか。現場にいた■■■■、その後ろの2010年の7月26日あたりは、現場にいた■■■■の■■■■に対峙とか、何か指導したりとか、連絡が本当に取れなくなってしまった時期というのが、2009と書いてしまっているのかどうかというところがちょっとあったので。

○清水総務局参事

これ、書くとしたら2011年の方がいいですかね。

○大川井森林保全課長

のような気がして。

○清水総務局参事

そうですね。その方がいいですね。

○内藤総務局長

2009年は結構いるんだよね。

○清水総務局参事

そうですね、いますね。

○内藤総務局長

9年の12月にも何人か確認している。

○清水総務局参事

そうですね。これはちょっと時点誤りですね。

○内藤総務局長

11年の間違いじゃないですか。

○清水総務局参事

じゃあ、ここは11年に。ありがとうございます。

では次に、土砂災害防止法なんですけれども、これもちょっと、考察と防止策の方、追加をしているのですが、これもちょっと、経営管理部長と話をしている中で、住民への危険性の周知の部分についても、説明していくときにはあった方がいいかなということで、事務所全体で共有できていけば、住民に周知できた可能性もあったというところと、それを踏まえて、危険性の把握周知というところで、今後何をやっていくかというところを追加させていただいたような形になっています。

で、都計法が、ちょっと直してあるところが、考察の概要のところ、権限移譲のところ、ちょっと書きぶりが分かりにくかったものですから、県からは権限がなくなったとかっていう、移譲の趣旨を云々とかって書いてあったんですけども、ちょっとそれ、分かりにくいねっていう話なので、そこら辺はちょっとカットして、移譲の趣旨を厳格に解釈するだけじゃなくて、寄り添う姿勢が重要だったねというような、それぐらいでどうだろうというお話になったものですから、ちょっと、あっさりとした書き方に改めたというようなところになります。

土採取等規制条例については、時系列というか、そういったところがちょっと明確になっていた方が説明しやすいということで、県議会での議論のくだりとか、あとは神奈川、山梨でいつ規制が強化されたとかというように、そういったところの記述を追加させていただいています。

廃棄物処理法については、2ポツ目は「廃掃法違反が疑われる」とかって書いてあるんですけども、最初は「廃掃法に適合しない」という、そこがちょっと読み取りにくいという話があったものですから、単純に、その前に出てきた、一番最初に廃掃法違反が疑われるという記述があるものですから、それをそのまま持っていかせていただいたような形になっています。

あと、「イ関係」の1ポツ目のところについては、最初は特定できなかったという事実しか書いてなかったんですけど、単に特定できなかったんじゃないで、ちゃんと聞くべき人には聞いたんだけど、分からなかったよっていう、そういった形が真実なものですから、それが伝わるようにした方がいいということで、この2行ぐらいの記述を追加しております。

あと、総括のところの赤字は、これは字句の誤りで、砂防指定地ってここに書いてあったんですけど、砂防堰堤が正しいはずなので、砂防堰堤に直したというところと、あとは、土砂災害防止法のところについては、「指定の効率」みたいな、そういう中途半端な書き方になっていたんですけ

れども、その書き方だと分からなかったの、分かるようにするためにはここまで書いた方がいいというところで、「住民等の関係者への指定に係る説明等の効率化」というような、そういった文言も追加させていただいています。

あと、土採取等規制条例については、規制力が弱いことはなかったというところを、ちょっと分かりにくかったんだと思うんですけど、ちょっとそこを、並びを変えたぐらいですかね。大体、そのくらいですかね。それで、この総括のところの(1)の7枚目の下から3ポツ目、「以上のことから」というところで、「行政対応検証委員会で検証された不適切盛土への厳格な行政対応が」というふうに、今なっているんですけども、最初はここに、土採取等規制条例とか、森林法みたいなものを入れることも考えていたんですが、土採取等規制条例って入れた瞬間に熱海市がやるべきだったみたいな、そんなニュアンスも出てしまうというところで、そうじゃなくて、やはり県・市が、あの盛土を何とかするために対応する必要があったよというように、それが行政対応検証委員会の、第三者委員会であった行政対応検証委員会で指摘されたことでもありますし、それを踏まえた県の見解と対応でも同様のことを言っていると思うものですから、そういったふうにとられないように、法令の名称は取って、単に「不適切盛土への厳格な行政対応が」というような表現に改めたというように。局長からもそういう話があったんですけども、部長からもそういったような趣旨で修正が入ってきたものですから、そのように改めているという形になります。

総括部分についての説明は以上です。

○内藤総務局長

今、総括部分で委員の皆さんから見て、何か御意見ありましたらお願いします。

○片山廃棄物リサイクル課長

いいですか、片山ですけど。特に廃掃法のところだったんですけども、実は午前中に入ったときにちょっと指摘というか、修正の文言が幾つかあったんですけど、今ので少し、同じような指摘のところもありました。

○清水総務局参事

本当ですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

それで、あと、廃掃法なんですけど、再発防止の概要のところ、ちょっと矛盾してないかっていうところが言われてまして、これで言う。

○内藤総務局長

6枚目のあたりですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうそう、6枚目のところで、イの関係なんかは、措置命令の発出に向けて、指導が年に1回ぐ

らいしか行われていなくて、そこで措置命令の発出等に向けた検討を行う余地があったんじゃないかっていう一方で、主な再発防止のところで、専門家に相談しているなど、組織的に対応しているが、今後も検討していくということで、何かやることがあったのに、一方で継続していくって言っているのが、そこが、例えば時期を。

○清水総務局参事

これ、もともとそうになってなかったでしたっけ。本体も。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうそう。

○清水総務局参事

そこを直すということですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

それで、両方見ていったときに、片方を直したら片方が合っていないということになっていて、ただ、再発防止のところは、より、その時期を逸しないようにやっていくとか、積極的にそこは早めにやっていくというような、そういう言葉にちょっと直していただいたというところで、片方を直すと、片方がまた。

○清水総務局参事

ええ、そっちを見て置き換えてみたいな感じですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。

○清水総務局参事

そうですね、修正があったところは気をつけないと、修正漏れが出ちゃうとまずいですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。なので、うちのところ、個別法の方で直しがその辺もあったので、先に、こっちにも直す必要があるなと思って、こっちの方は言わなかったんですけども、そういうところもあるものですから、この後、直します。

○内藤総務局長

皆さん、個別法の直しがあれば直しをやってもらって、さっきの都市計画法とか、今の廃りのところをやって。そうすると、こっちにも影響してくるのか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうそう。

○内藤総務局長

そこは僕らも見るようにしておきますので。

○片山廃棄物リサイクル課長

それで、ちょっと思ったのが、主な考察とかって、主なものを取ってるじゃないですか。

○清水総務局参事

そうですね。なので、この特別委員会の提言で言われているところに対応するようなものを、ここに入れているという。

○片山廃棄物リサイクル課長

それを取っているというイメージですか。

○内藤総務局長

直接対応しているんです。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。

○内藤総務局長

その他、何か御発言は。

○片山廃棄物リサイクル課長

あと、うちの方でちょっと変えた中で、「何々をする余地があった」というのと、「何々を検討する選択肢もあった」とかってあるんですけど、その辺の使い分けってどういうふうに考えているかっていうところなんですが。

○清水総務局参事

基本的に「余地があった」しか(使ってない)、多分。

○片山廃棄物リサイクル課長

(「選択肢もあった」は)うちがこだわってるってということですか。

○清水総務局参事

ええ。基本的に、何かこうもできたのではないかっていうのは、「余地があった」っていう言葉を

使っていると思うので。

○片山廃棄物リサイクル課長

じゃあ、みんなそこはそろっているという。

○清水総務局参事

そこはそのはずです。

○内藤総務局長

「選択肢もあった」っていうのは、廃掃法のところですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

廃掃法のところで使いたいかどうかっていうところですよ。

○内藤総務局長

それは何か、理由があつての引用ですか。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

余地があるっていうと、いろんなことが。

○内藤総務局長

いろんなね。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

やり得たことっていう、本来やるべきことがあったのにやらなかったという意味に捉えられると。選択肢があったっていうのは、いろんな選択肢があつて、その中でこれを選んだんだから、それは問題がなかったんだよっていう説明になるんだけど、余地があつただと、やらなかったっていう話になっちゃいますよねという。

○内藤総務局長

まあ、やらなかったのは、そうだね。

○清水総務局参事

やれたんじゃないかっていうニュアンスは、それを使っている。「余地があつた」っていう言葉を使っているところは、そういうことをやってもよかつたよねというつもりで使ってますもんね。

○内藤総務局長

そう、ここはそういうつもりで使つて。

○片山廃棄物リサイクル課長

行政裁量だというところの幾つかの選択肢があって、それを選んだんだっていう。

○清水総務局参事

そう、選択肢という言葉を使っているのは。

あと1点、言葉の定義というところで、廃掃法で「推測」と「推認」という言葉が2つ出てくるんですけど、それって、何か使い分けあるんですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

一応、推測の方が軽いというか、推測して、それをさらに、認だから、認識している、認識した。

○清水総務局参事

違いがあるならいいです。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

推測は単純に、そうだろうと思っているだけで、推認は、何らかの資料をもって、こうだろうなっ
ていうことを。

○清水総務局参事

何かを調べていって。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

ある程度、こういうことだろうということを推認している。

○清水総務局参事

材料があって、それらを踏まえると、なるほど。

○片山廃棄物リサイクル課長

あと、ほかの法律で使ってるのは認知ですか。認知っていうのが廃掃法だと違和感があって。
認知ってあまり使わないなと思って。そしたら、ほかの法令だと結構使ってるとかって。

○清水総務局参事

確認とかに合わせた方がいいんですかね。確認したとか。

○内藤総務局長

認知ってあえて使うんですか。何かこう。

○福田土地対策課長

いや、特に都計法でよく使うっていう意味ではない。私が個人的に使っているという。

○内藤総務局長

そうですね。何か合わせますか、その辺。

○清水総務局参事

「認識した」

○内藤総務局長

「認識した」が普通かねえ。

○清水総務局参事

そうですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

認知って、あまり使わないね。

○清水総務局参事

認識だったら、廃掃法でもおかしくないですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

認識はいいので、廃掃法もあるので、「認識した」は、別に。

○清水総務局参事

認識した、確認した。

○片山廃棄物リサイクル課長

「確認した」が多いんだよ。

○福田土地対策課長

どっちかという、確認の方が無難。

○清水総務局参事

じゃあ、確認に置き換えてみて、何かちょっと違うなって思うところは、検討ですかね。

○福田土地対策課長

ちょっとやってみます。

○清水総務局参事

じゃあ、認知ってなっているところは、確認に置き換えるみたいなの。

○福田土地対策課長

で、違和感がなければ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

認識は。

○内藤総務局長

認識って、どこかで出てきて。

○清水総務局参事

そうですね、認識はありますね。

○内藤総務局長

出てきてたかもしれないですね。

○清水総務局参事

難しいですね。何々であることを認識した、何であることを確認した。意味としては同じなんですかね。

○内藤総務局長

同じですよ。

○清水総務局参事

両方に使えるとしたら、そうすると、認識も確認に置き換えて。

○内藤総務局長

確認に置き換えてみて、ちょっと違和感があるなと思ったら、やっぱり、そこは戻すとかね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

例えば今日、砂防法の、さっき清水さんが言ってくれたところの最後の、一番上のポツの最後のポツ、主な考察の概要の4ポツ目ですか。

○清水総務局参事

「土地改変行為であることを認識した段階で」

○内藤総務局長

「認識した段階」を「確認した段階」で。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ここはいけるかなという感じがするんです。

○内藤総務局長

確認したでいけますね。

○清水総務局参事

そうですね、いけそうですね。

○内藤総務局長

そういう感じで、確認に置き換えてみて、ちょっと違うかなと思ったら戻すとか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

各法律の中で、見てみるということですか。

○清水総務局参事

そうですね。あと2点、全体の体裁というところで、ちょっと合わせたいなあって思っているところがあって、それが行間と、あと、強調するときのルールなんですけど、行間については、基本的に砂防法と行間を合わせるような感じにして、たしか段落が、ふつう、デフォルトだと多分、段落の設定が1行みたいになってるんですけど、固定値の17ですか。

○福田土地対策課長

でしたよね。

○清水総務局参事

ええ、それで統一をさせていただけたらと。ちょっと森林法とかは直さなきゃいけないかなと思うんですけども、それと、砂防法も個別で見ると、何か、ここだけ行間広くなって見えるところなんかもあるもんですから、ちょっと行間を。

42ページだと思うんです。42、43ページにかけたところが、何か行間が広いかもしれないというところ。

○松村傾斜地保全班長

恐らく点線の枠内とかは、見出しのところを、少し行間を変えたりとか。

○内藤総務局長

見出しは。

○清水総務局参事

見出しってというか、この「※」の。

○松村傾斜地保全班長

はい、何とかの概要とかって、ちょっと、見出しを見やすくするために、下の行を0.5行、ちょっと追加したりとかですね、そういう。

○清水総務局参事

テクニックがあるんですね。なので、本文のところ。

多分、論点の(4)の業務実施要領の囲みの下から、再発防止に向けた対策ってなっているところは行間が広く感じる。

○内藤総務局長

これが広いですよ。確認の下の部分が。

○清水総務局参事

確認と、再発防止。

○内藤総務局長

42ページの下半分と43ページの上半分が広いですよ。

○清水総務局参事

ちょっと広く見える。

○内藤総務局長

全く分からない。

○清水総務局参事

あともう1個、強調の方なんですけど、事実関係とか、県が主語になっているところを強調していただいているんですけど、ゴシックにしているんですけど、そこもゴシックの強調でお願いできたらなと思っているんですね。

○福田土地対策課長

さらに強調する。

○清水総務局参事

ええ、なのでゴシック体にするところは、基本強調にするというので。

○福田土地対策課長

強調って太字って意味ですか。

○清水総務局参事

そうそう、太字。Bですね。

砂防法とかはそうしていただいているので。

○福田土地対策課長

ゴシックを全部太字にしちゃうということですか。

○清水総務局参事

ええ、ゴシックは基本的にBつきで。

○福田土地対策課長

逆に、表題のどれとどれをゴシックの太字にしていいいのかなどというところもあって。

○清水総務局参事

基本、表題は。

○福田土地対策課長

例えば2の(1)、その下にとか。

○清水総務局参事

どの2の(1)ですか。

○福田土地対策課長

ではなくて、例えばでいうと、まず1があって、(1)があって、その下にア、イ、ウがぶら下がっていたり。

○清水総務局参事

アまではゴシックの強調でいいかなと思うんですけど。

○福田土地対策課長

いいですか。じゃあ、3段階目ぐらいまで。さっきね、わざわざ全部解除しちゃったもので。ここまではゴシック、太字。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そう考えると、今の最終形ってどれが最終形なの。

○清水総務局参事

最終形ですか。最終形というのはどういう意味で。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

要するに自分たちは、それぞれの所管法令の最終形とか。

○清水総務局参事

なので、今自分のところに送っていただいた、砂防法だったら、昨日送っていただいたやつが最終形。自分のところにある最終形というか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

あと、今日のこの検証結果の概要とかってというのは、検証結果の概要は、さっきの12時。

○清水総務局参事

今日送ったのが、今、最新バージョン。

○片山廃棄物リサイクル課長

マスターは日付で来るってということですか。清水さんからマスター。

○清水総務局参事

それは、どうしたらいいかは分かりません。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

全部、取りあえず統合したのがあるじゃないですか。1月24日付けの素案、報告書の素案。報告書の素案の目次以降の、清水さんが作ってくれたところがあるじゃないですか。それが最新ですか。

○清水総務局参事

統合したやつは、昨日送ったのが最新ですけど、ただ、個別の法令の中身は、それは古いものになってますけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ただ、清水さんがつくってくれた、全体の関係するところの、今言っている統合したところの、ローマ数字の1番とか。

○内藤総務局長

1番、2番は、昨日のそれが最新と。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

最新ということでもいいんですよ。

○内藤総務局長

3は今送ったやつが最新で、4はみんなが持ってるやつが最新。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

土日、明日から休みになるんだけど、そこでもう1回見てくるというものの、最新版を当然チェックしたいと思っているんだけど、それが今どこかなというところを確認させてもらった。

○清水総務局参事

そうですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ローマ数字の1、2は統合したのが一番、3番は、今日の12時ののが最新で、あと、個別法はそれぞれのものが最新。

○清水総務局参事

そうです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

分かりました。

○内藤総務局長

古いファイル、捨てた方がいいかもね。

○清水総務局参事

取りあえず、名前も変えて、取りあえず日付で管理しているので。

○内藤総務局長

分からなくなっちゃうもんね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

刻一刻と変わってる。こういうのは、今日もそうです。

○清水総務局参事

なので一応、統合するとき、ここに日付を入れるようにしてるんですけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

時間まで書いておかないと分からないと思うよ。

○清水総務局参事

そうですね、1日の中でいろいろ出てきちゃうと、なかなかつらい。

○内藤総務局長

ほかに何かありますかね。

○清水総務局参事

内容とかでも。

○内藤総務局長

内容でいいですよ。個別の方ですか。

○清水総務局参事

個別でですね、都計法で、今日、新しいのを送っていただいているので、またちょっと書きぶり変わっていると思うんですけど、今日のやつで言った方がいいのか。

○福田土地対策課長

そうですね、さっきの午前中に送ったものが。ちなみにどこの部分ですか。

○清水総務局参事

都計法の論点の(3)か。今日送っていただいたもの(追加資料②)の20ページになるんですかね。

○福田土地対策課長

ここは直したところか。

○清水総務局参事

そう、これは多分、あの。

○福田土地対策課長

前回御指摘をいただいているので。

○清水総務局参事

想定じゃちょっと書けないよねというところで。

○福田土地対策課長

そう、書きぶりがね、すごい。

○清水総務局参事

ページの下の、下から3行目の真ん中ら辺からの「及び」以降なんですけれども、「及び、本来処理責任は事業者にあることを踏まえると、最終的に処理されたか否かは不明であるが、……行政対応が不適切であるとはいえないと考える」となっているんですけど、廃掃法で見たとすると、そういう説明をされているときもあったものですから、廃掃法で見ると、そういう言い方ができるかなと思うんですけど、都計法で見たときに、許可条件なんですよ。

○福田土地対策課長

そう。業者はそもそもちゃんと、入れちゃ駄目だし。

○清水総務局参事

ええ、なので廃掃法と同じ並びにしてしまうのはちょっとどうなのかなと思ったんですけど。

○福田土地対策課長

なのでこの、「本来、処理責任は事業者にある」という、この一言で本当は終わるんですよ。

○清水総務局参事

それはでも、廃棄物の処理の話ですよ。

○福田土地対策課長

ああ、廃棄物の処理ね。

○清水総務局参事

木くずというか、伐採木が廃棄物だとしたら、それは廃棄物としての処理責任というのは事業者にあるというんだったら分かるんですけど、ちゃんとした開発行為をするための事業者の責任としては、ちょっと違うと思うんですよ。それに対する、ちゃんとやりなよって許可条件を県が付しているわけですから、それがちゃんとやれているかどうかというのはすごく大事なことになると思うので、そうすると、何か事業者任せってというような考察だと、そりが合わないという気がして。

○福田土地対策課長

だから、もともと指導はしていて、何回も、駄目なところは直すよと言っているし。

○清水総務局参事

なので、条件を付していたことを踏まえると、適切な対応をしていたと思われるみたいな、そんな感じだったんですかね。

○福田土地対策課長

業者がもう対応していたような、そんな書きぶりだと思います、確か。

○清水総務局参事

なので、逆に言うときっきの廃掃法みたいに、こういった事実を踏まえると、条件を付して、かつ、事あるごとにちゃんと処理しなさいよって指導していたことを踏まえると、何らかの対応をしていたと思えるけど、公文書上は確認できなかったみたいな、そういう書きの方がいいんじゃないかなってちょっと思ったんですけど。

○福田土地対策課長

今の何らかの対応はしていたというのは、それは事業者がですか。

○清水総務局参事

事業者じゃなくて、県が。県が適切に対応したのかっていう意味だと思うので。

○福田土地対策課長

県の対応というのは、事業者に、これをちゃんと処分しろという、それは言っているんですよ。

○清水総務局参事

言っているんですけど、最終的にどうなったかというところまでは分からないじゃないですか。

○福田土地対策課長

現地の確認までしていないというところか。

○内藤総務局長

もともとはしてたんだから、多分、事後の会社が。

○清水総務局参事

そうそう、そこまでは。

○内藤総務局長

それは、そこまで言えないよねっていう話をさせてもらったんですね。だから、しっかり言うべきことは言っていたけど、最終的にどうなったかというのは確認ができないということを書いている。

○福田土地対策課長

ももとは、その状況に対応した措置を講じたものと考えられるとなっていたので。

○内藤総務局長

それは分からないわけですよ。だから、やるべき指導はやってたと。それはやっていた。その結果、どこへ行ったかが確認できる資料はなかったということです。

○清水総務局参事

なので、適切な対応をしていたと思われるけど、公文書ではそこまでは確認できなかったみたいな。

○内藤総務局長

さっき、廃棄物でも同じような。

○清水総務局参事

そう、同じような感じで。

○福田土地対策課長

その下のボツが、文末がそんな感じになってるんですよね。

○内藤総務局長

ああ、これ、そうそうそう。

○福田土地対策課長

このことを確認することにより、これ書くのかという。

○内藤総務局長

このパターンでいいじゃないですか。

○福田土地対策課長

こういう書き方でいいと。

○清水総務局参事

これあれか、くっつけられるのかな。

○福田土地対策課長

じゃあ、それを見直して。

○清水総務局参事

公文書上は確認できなかったとあって、そこら辺、書きぶりも合わせた方がいいですよ。同じような書きぶりするんだったら。

○内藤総務局長

そうですね。同じ部分は同じように。もっと言うと、廃棄物と統一した方が。

○清水総務局参事

統一した方がいいですよ。

○福田土地対策課長

「公文書上は確認できなかった」でいいですか。

○清水総務局参事

あと、土採取等規制条例の1番といえばいいんですかね、1番の部分、今日送っていただいたので。

○福田土地対策課長

大分少なくしましたけど。

○清水総務局参事

このイメージが、他とは土採取等規制条例は違うものですから、土地改変行為があるわけじゃないので、なかなか書きにくいなって思いながら、この1番、自分のイメージとしては、今回の盛土行為について、土採取等規制条例がどんな役割というか、どんな手続が求められたのかっていうような、そういったような、条例上どんな手続が求められていて、それに対してどんなことがやられたのかっていうところを書くようなイメージなのかななんて思ったものですから、こんな感じでどうでしょうかというのを作ってみたものですから(追加資料③)。ちょっと待ってください。今、メールで(送ります)。

○福田土地対策課長

じゃあ、それをいただいて。

○清水総務局参事

条例で求められている手順が何かってところで、何を、具体的には届出をしなければならないというところなので、30日前までに届出はしなければならないですよというところが必要で、その届け出る内容と届出先はどこですかってところを書きながらですね、2ポツ目で、具体的に[]からは、こういう届出がされてましたよっていうですね、この届出の中身は、当初の届出は書類があるものですから、そこから拾った内容で、変更の3回目までは、行政対応検証委員会の報告書の中から、書類上確認しようと思ったんですけど、ちょっとよく分からないと思って。

あと、※のところは、もともと福田課長が入れてくださっていた中に、変更2回目で、2010年の7月8日までやるよって言ったのに、7月8日を超えても、なお土砂が搬入されている状況があったので、市が中止を要請する文書を発出しているよというところがあったので、そこをちょっと※で入れさせていただいたのと、また、措置命令出そうと検討したけど、至らなかったよ、というところを、本件に係る概要ということでどうかと思ってですね。

○福田土地対策課長

では、この青字のところをそのままいただいて。

○清水総務局参事

御検討いただければと思います。

○福田土地対策課長

了解です。

○内藤総務局長

これは、清水さんはもう完全に対案というか、これ、そのまま使えるってことかな。

○清水総務局参事

こういう形でどうでしょうかという。

○福田土地対策課長

そうですね、取りあえずはめてみて、特に違和感がなければそのまま。

○内藤総務局長

(資料の)箱の中に盛土の「ロックフィル」とあって、その先、点が。

○清水総務局参事

点の後は「(現場責任者)」です。みんな後ろに点つけてあるので。

○内藤総務局長
そういうことか。

○清水総務局参事
ええ。

○内藤総務局長
これ、要らなくないですか。

○福田土地対策課長
点がですか。

○清水総務局参事
2つ入っているのと、入っていないのがあるので、一応、全部点を入れたという。

○内藤総務局長
盛土がそもそも改行しているのは、何ていうのかな。

○清水総務局参事
あと、何でしたっけ、面積も2行、1行の中に入っているのです。

○内藤総務局長
そういう意味では、この12か月とかでも点が入ってるのか、だから。

○清水総務局参事
はい。なので2つ入っているところだけ点を入れて、取っちゃうというのもありかと。

○内藤総務局長
別にこれ、ちょっと行増えちゃっても。改行してやれば、で、点を取ってっていうのもいいんじゃないですか。

○清水総務局参事
確かに。文字を縮めているところもあるものですから、それを縮めなくするためには、確かに行を増やしてもいいかもしれないです。

○内藤総務局長
分かりにくいね、これだと。

○福田土地対策課長

3行増やそうか。取りあえずやってみて。

○清水総務局参事

それぞれで改行した方が見やすいかもしれないですね。

○福田土地対策課長

それがよさそうな気がしますよね、確かに。

○内藤総務局長

ありがとうございました。これで検討してみて。

そのほかはよろしいでしょうか。一旦休憩にしますか。ちょっと休憩します。

(休 憩)

○内藤総務局長

それでは会議を再開します。

ほかに御意見ございますでしょうか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

1つ。前回のまとめの中で、要は全体を総括するような、今後の考察並びに再発防止策の中で、全庁的にまたがるような取組の内容が載っていたかと思うんですけども、そこが今回で言うところ、どこになるのでしょうか。

○清水総務局参事

そうですね、今回総括をまとめるときに、(2)の情報共有の重要性というところで、もともとあった対策の1ポツ目は入れていたんですが、1ポツ目というか、前回の資料で、一番最初にあった資料でいうと、対策の2ポツ目に当たるものをこっちの総括の方に入れていたんですけど、今、杉本参事がおっしゃられたのは、前回の資料でいうところの対策の3ポツ目に当たる部分のことだと思うんですけども、これ、総括の方に持ってくる時に記載漏れをしてしまったようなので、今の総括資料の(2)の。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

今日送っていただいたものですか。

○清水総務局参事

そうですね。今日お送りしたものの(2)の情報共有の重要性のところの、今後の対策の2ポツ目として、追加で記載をいたします。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

この部分って、今回の委員会にとって、1つの重要なポイントかなと思っているので、ぜひ、それはちょっとお願いしたいんですが。

○清水総務局参事

分かりました。追加をして、また共有をさせていただきます。

○内藤総務局長

「情報共有の仕組みを構築する」で終わっちゃっているけど、その情報共有によって、複数法令に関係する事業を認知した場合、認知か。

○清水総務局参事

確認かは、まだ、認識がちょっと。

○内藤総務局長

「関係者が連携した対応を求めると。このことから関係部局間、あるいは出先機関で、迅速かつ円滑に連携体制を築くことができるよう初動ルール等を整備しておく必要がある」と、これを入れるということでもいいですね。

○清水総務局参事

はい。

○内藤総務局長

お願いします。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ちなみに今、ここの1ボツ目のところに構築を検討するという。

○清水総務局参事

ここは、なので「構築する」に直すということで。

○内藤総務局長

じゃあ、ここはよろしいでしょうか。

今日、今、皆さん、直しがそれぞれあると思うので、直したのをまた送ってもらうという。

○清水総務局参事

そうですね。月曜日の10時とか11時ぐらいっていうのは無茶がありますかね。ちょっと、月曜

日の午前中の早いうちに集約をさせていただいて、また、その後、翌日からまた副知事の協議とか入っていくものですから、副知事協議用の資料というような形で、統合したいので、月曜日の11時ぐらいとかの設定でもよろしいですか。

○福田土地対策課長

いいですよ。私、もう完了しましたし。

○内藤総務局長

片山さんのところが一番大変なので。大丈夫ですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

部長が見る前のものになりますけど、部長までの確認というか。今の修正というか。

○清水総務局参事

直しをして、その直したのを部長に確認していただく前の状態ということですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

前の、最新版。

○清水総務局参事

じゃあ、月曜日の11時ということで。

○内藤総務局長

で、報告書の行間の設定は、固定値の17ポイントで。

○清水総務局参事

砂防のファイルを見ていただければ分かると思うので。上下左右は、基本は合わしていただくのがいいんですけど、ただ、場合によってはちょっといじらないとうまく入らないとかってあるかもしれないので。

○内藤総務局長

そこは調整してもらって。あと、ゴシック体は全部ブラックタイプにってもらって。で、タイトルと
いうか。

○清水総務局参事

タイトルは、基本「ゴシックの強調」で。

そうだ、細かいことで。今後の対策のところ、森林法と同じように、今後の取組なのかということを入れていただいているじゃないですか。その取組が、今後の取組なのか、今までやってき

た取組を徹底しているのかって、森林はたしかゴシックの強調にしてくれてたと思うので、そこもゴシック強調で、多分、その方がめり張りがつくと思うので。

あとは、最終的にくっつけたときに、ちょっと体裁が合っていないところがあると、事務局の方で修正させていただくところってあると思います。なので一応、月曜日に、11時に資料を送っていただいて、統合したものを送って、ネガティブチェックしていただいて、そのネガティブチェックをもって、素案の完成というような形でいいですかね。

○内藤総務局長

そうしましょう。そして火曜日に副知事。

○清水総務局参事

副知事、10時に森副知事からですね。

○内藤総務局長

時間もないですけど、よろしくお願いします。

それでは、次第の2、その他なんですけど。

○清水総務局参事

この9月から10月にかけて聴き取り調査をやっていただいて、今、うちの班長とかに、最終的に公表するときに、報告書の別冊というような形で、参考資料としてその聴き取り調査の結果、何を聞いて、どういう答えであったよというところを参考資料として入れるために、今、班長にまとめていただいているんですけども、まとめていただいたものを、各法令の方々のところに送らせていただくので、中身の確認をお願いしたいというところです。2月の、恐らくお願いするとしたら、多分10日とか、2月の二桁台の、前半ぐらいまでをお願いしますというようなお願いの仕方、場合によっては一桁台の終わりぐらいまでをお願いしますというようなお願いの仕方になるかと思うものですから、よろしくお願いします。

○内藤総務局長

その他はいいですかね、それで。

じゃあ、次回の会はまたあるでしょうか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そう、次回が。

○清水総務局参事

今回は、今のところの想定だと、2月の一桁台のところかなっていうところですね。

昨日、部長室に入ったときには、知事提案説明要旨に、報告書をまとめたってというような形で、今書くような形になっているものですから、そうすると、開会日には議会に出すような形にしない

と要旨に合わなくなっちゃうなという話があったものですから、20日の開会日には、議会に出せるような、そんな形で進めていくような。

○内藤総務局長

多分、次の会議が最後になるのかな。

○清水総務局参事

そうですね、だから、よっぽどのことがない限りは。

○内藤総務局長

ちょっとまた、日時については連絡を入れさせていただきます。

それでは、次回の予定で、終了します。